

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第12回）

議事録

【開催要領】

開催日時：令和5年9月14日（木）9：30～12：30

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、大脇構成員、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、
建部構成員

事務局：田中行政課長、保科行政企画官、黒川理事官

【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

【資料】

資料1 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況

資料2 今後の議論に向けた論点整理

参考資料

【議事録】

○高橋座長 それでは、ただいまより第12回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中御出席賜りまして、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本研究会においては、これまで、調達関連手続の共通化に関し、経済団体などから意見聴取を行ってまいりました。本日は、こうした意見聴取の結果も踏まえつつ、本研究会としての提言の取りまとめに向けて、調達関連手続の共通化に関する論点及び考え方について意見交換を行いまして、整理を行ってまいりたいと思います。

本日の流れについては、まず、資料1に基づきまして、第9回研究会において小西先生から御質問いただきました競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用に関して、また、資料2のIからIVまでに基づきまして、調達関連手続の運用の状況、共通化の検討の対象、入札参加資格審査手続の共通化の検討の方向性につきまして、事務局から一括して説明をいただきました後に、構成員の皆様と議論してまいりたいと思います。

その後、入札参加資格審査手続以外の手続の共通化の検討の方向、共通化の方法に関しまして、資料2のV・VIに基づきまして事務局から説明をしていただいた後に、構成員の皆様と議論してまいりたいと思います。

なお、経済団体からの主な意見などにつきましては、参考資料として整理をしておりますので、御確認ください。

それでは、事務局から御説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○黒川理事官 行政課の黒川でございます。よろしく願いいたします。資料1を説明させていただきますと思います。

第9回の研究会におきまして、小西先生から標準項目について、小規模な地方公共団体で導入されやすい一方で、独自の項目を設けようとする大規模な地方公共団体においては導入されにくいのではないかという御指摘をいただきまして、人口段階別に団体の状況を整理させていただきました。

資料1の1ページ目をお願いいたします。これは、総務省が令和3年に作成した標準項目について、各地方公共団体において、基本的には入札参加資格審査申請システムを更新する際に導入することが想定されているところ、令和4年7月1日時点で調査を行いました結果、活用予定と活用検討中とした団体が多いという状況になっております。同じく令和4年7月1日現在で、標準項目を既に活用している団体数については現在101ということになっておりまして、これを人口段階別に見てみますと、人口1万人未満で活用している団体の割合が高くなっているという状況でございます。資料1ページ目の下段、赤枠で困っているところにありますとおり、全部で活用団体が101あるうち、1万人未満の団体では48団体が活用しているという状況になってございました。

2ページ目をお願いいたします。資料2ページにつきましては、標準項目について既に導入している個別の団体数を明らかにした資料になってございまして、比較的、北海道・東北ブロックですとか近畿ブロック、さらには九州で導入団体が多い状況になっております。

3ページをお願いいたします。3ページにつきましては、標準項目等の活用状況を都道府県別に並べたものでございまして、2ページの説明と重複しますけれども、北海道、東北、近畿、九州、この辺りで活用が進んでいる状況があらうかと思えます。

さらに申し上げますと、都道府県と都道府県内の市町村で共同で申請受付を行っている都道府県、これは丸をつけさせていただいておりますけれども、こうした県では、既に共同運用をしているという点から、恐らく総務省の標準項目をあまり活用していないという状況があるのではないかと分析をしております。

資料1についての説明は以上でございます。

続いて、資料2の2ページをお願いいたします。これまでのヒアリングなどを踏まえまして、本研究会としての提言の取りまとめに向けまして、調達関連手続の共通化に関する論点や考え方などを整理いたしましたので、順次説明をさせていただきます。

2ページは、調達関連手続の概要ということでございまして、①の入札参加資格審査から⑥の請求支払いまでの手続があるということを示しております。

入札参加資格審査につきましては、契約の履行を確保するため、入札参加者の資格を設定し、事業者からの申請を受け付けまして審査をするという手続でございます。

②の入札の公告につきましては、入札に参加する方に必要な資格ですとか、入札の場所・日時を公告する手続でございます。

③の入札につきましては、入札参加の申込みを受けまして、その入札参加資格を確認した上で、入札書の提出、落札者の決定を行うといった手続でございます。

④の契約でございますが、契約書への記名・押印、契約内容を記録した電磁的記録への電子署名によって契約が確定するというものでございます。

⑤の完了届・検査でございますが、契約の履行後に事業者から完了届の提出を受けまして、完了の確認をするため必要な検査を行うという手続でございます。

最後は、事業者から請求書の提出を受けまして支出を行うという手続でございます。

3ページをお願いいたします。3ページは入札参加資格の概要でございます。地方公共団体の契約は、公正性・機会均等の観点から、一般競争入札によって最も有利な価格で申込みをした方を契約の相手方とすることとされておりますけれども、契約の適正な履行をすることが不可能と思われる方と契約を締結することはできませんので、契約の相手方となるべき方が契約の履行に必要な能力を有していなければならないということで、入札参加者の資格について、下の(1)から(4)のように区分して、地方自治法において規定

しているという状況でございます。

(1) は絶対的欠格要件と整理をしておりますけれども、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加させることができないという要件でございます。

(2) は任意的な欠格要件でございます。該当した場合には、3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができるというものでございます。

(3) は逆に任意的な積極要件でございます。必要があるときに、あらかじめ契約の種類・金額に応じて定めることができるもので、経営の規模ですとか状況を要件とする資格でございます。

(4) は追加の任意的積極要件でございます。契約の性質・目的によって入札を適正かつ合理的に行うために、特に必要があると認めるときに、さらに定めることができるもので、①の事業所の所在地のような地域要件と呼ばれるものは、この任意的積極要件の中で設定できると整理をされております。

次の4ページにつきましては、今の内容についての根拠法令を記載しておりますので、説明は割愛いたします。

5ページをお願いいたします。5ページは入札参加資格審査の運用についてでございます。各地方公共団体においては、入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適當な方でないか、契約の履行を確保するために必要な資力などを有しているか、こういったことを判定し、契約の履行を確保するために、必要な入札参加資格を設定しております。

具体的には、下の図にございますように、フロー①からフロー③のような流れがございまして、まず、フロー①ですけれども、あらかじめ事業者から定期または随時で入札参加資格審査申請を受け付けまして、この申請内容を基に、申請者の等級や資格の種類ごとに格付をいたします。その結果を入札参加資格者名簿に登録するというところで、ここがフロー②ということになります。

さらに、フロー③に移りますけれども、実際の入札の際に、個別具体の契約の実態に即した入札参加資格を設定いたしまして、事業者の資格の有無について確認をするという流れで資格審査を行っているという実情でございます。

6ページをお願いいたします。入札参加資格審査の申請項目や必要書類の状況についてまとめてございます。この入札参加資格審査の申請項目ですとか必要書類については、法令で定められているものではございませんので、各地方公共団体で、各団体の審査基準に

基づく審査を行うに当たって必要な項目を個々に定めており、項目の名称や種類、必要書類などが団体ごとに異なっているという現状でございます。

一方で、後ほど見ていただきますが、地方公共団体が共通して申請提出を求めていると見られる項目や必要書類もございます。こうした状況をどう考えるかということが、一つ論点としてあるのではないかと考えております。

この6ページと7ページでは、申請の項目について、国の申請項目と比較をしまして、左側の青い列が国の申請項目、その隣の黄色い列が、総務省が作成いたしました標準項目として設定をしている項目でございます。その右、オレンジの列の5県分につきましては、県と市町村で調達手続を共同運用している都道府県について、申請項目を調べて拾い上げたものでございまして、これを比較してみますと、赤い枠で囲っておりますとおり、国の申請項目ですとか総務省の標準項目については、7ページに外資の状況という項目がありますが、そういった一部の項目を除けば、地方公共団体においても概ね求めていると整理ができると考えてございまして、こうした項目について、さらに共通化を進めるための取組というものを今後検討し得るのではないかと考えております。

8ページをお願いいたします。8ページは同じ申請項目ですけれども、国の申請項目ではなく、地方公共団体が独自に申請項目としているものについて整理をしております。こちらについては、赤い枠で囲みました工事の経歴やISO認証取得の有無など、多数の地方公共団体が設けている項目もございますので、独自項目ですけれども、こうした項目については、地方公共団体が提出を求める場合には共通化すべき項目とすることを検討し得るかと考えております。

一方で、青枠で示しました、8ページの資本金のようなものにつきましては、こちらも多数の地方公共団体で共通して確認していると考えられますけれども、申請項目としなくても、項目と併せて提出を求めている必要書類の記載事項で確認できる項目もあるのではないかと分析をしているところでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。10ページからは項目から書類に移りまして、国の必要書類との比較をしております。左側の青い列が、国の必要書類でございます。これも赤枠で囲ませていただきましたけれども、国の必要書類ですとか総務省で定めました標準の添付書類につきましては、地方公共団体においても概ね提出を求めているという状況でございますので、こうした必要書類について、さらに共通化を進めるための取組を検討し得るかと考えております。

11ページをお願いいたします。11ページにつきましては、同じく必要書類ですが、国の必要書類とはされておらず、地方公共団体が独自に必要書類としているものについて整理をいたしました。こちらにつきましても、赤枠で囲った部分のように、全国共通の制度に係る必要書類であって、多数の地方公共団体が提出を求めているものがありますので、こうした必要書類については、地方公共団体が提出を求める場合には共通化すべき書類とすることが検討し得るかと考えております。

それでは、13ページをお願いいたします。13ページは入札参加資格の申請方法の状況について整理いたしました。入札参加資格審査の申請方法、具体的には、資格の有効期間ですとか申請の時期、受付期間、さらには書類や項目の送付方法などにつきましてでございます。こちらにつきましても、法令で定められているものではなく、各地方公共団体において個々に定めておりますので、異なっているというのが実情でございます。現在この申請方法に差異が設けられていることの必要性についてどのように考えるのかということございまして、これは各団体において、事務の状況に応じて申請方法を定めている可能性もあると考えられますので、そこに留意をする必要があるのかどうか、一方で、複数の地方公共団体が申請方法を共通化して共同で申請を受け付けている場合、一つの県で県内の市町村が一定集まって共同申請を受け付けているようなケースもあり、そういった点においては共通化することが一部できている県が既にあるとも捉えることができていると思いますので、そのことをどう考えるかということでございます。

下につきましては、左側が堺市、右側が東京都で、実際の申請方法についてどのように定めているかを例示しているものでございまして、左側の堺市につきましては、定期と追加の申請を設けておりまして、定期申請につきましては有効期間が3年間となっております。それから、申請の時期につきましては、定期申請につきましては、これは令和2年ですけれども、令和2年12月1日から12月25日まで約一月間を定期申請の時期といたしまして、その後2回、追加の申請の時期を別途設けるというやり方で、申請時期を設定しているようでございます。それから、申請方法につきましてはインターネットを活用した電子登録システムを使うこととしている一方で、書類については郵送提出ということにしている状況でございます。

右側の東京都につきましては、資格の有効期間につきましては、これは令和5年・6年の状況でございますけれども、2年間となっております。申請をする期間については令和5年の4月から令和6年3月31日と、すなわち令和5年度中を申請受付期間としてお

りまして、電子調達システムで申請フォームに入力の上、送信をするやり方をとっていることと、4の必要書類の送付につきましても、堺市とは違いまして、書類についても所定のフォームで原則電子送付をするということになっておりまして、堺市と東京都でそれぞれ違うという実情が見てとれるかと思っております。

14ページをお願いいたします。14ページは、入札参加資格審査の審査基準についての状況を、同じく堺市と東京都で比較をしております。

まず、上の箱ですけれども、入札参加資格の審査基準についても、法令で定められているものではありませんので、団体ごとに地域の実情に応じて、方法や審査事項、点数の算出方法が異なっている実情がございます。団体ごとに重視する事項の違いなどがあってのものと思いますけれども、そういった違いに起因して差異が生じていることについてどう考えるのかということがあろうかと思えます。

左側、堺市の実例を見ていただきますと、堺市の要綱を引用しているのですが、第3条で、格付については客観要素と主観要素に基づいて行うとされております。右側の東京都につきましても、これも資格に関する公示を引用しておりますけれども、第5の2、(2)のところで、競争入札参加資格の審査は業種別に客観的審査事項と主観的審査事項を用いて行うということで、客観と主観、両方を組み合わせて行うというところは一致しているところでございますけれども、その詳細につきまして、15ページで説明させていただきます。

まず、客観点につきましては、第4条で堺市は、経営事項審査の結果を用いるとしておりまして、右側の東京都も、客観的審査事項については経営事項審査の総合評定値を客観点数とするということで、ここはそろっています。

一方で主観点を見ていただきますと、堺市につきましては、第5条におきまして、3つの要素を組み合わせております。すなわち、1つ目は工事の成績、2つ目は防災協定の締結の有無、3点目として地元要素、こうしたことを組み合わせて点数づけをしております、工事の成績による点数については、下の(1)のとおり、防災協定の有無については、締結をしていれば20点加点ということになっております。

それから、右側の東京都につきましては、(2)の主観的審査事項といたしまして、アのところにございますが、最高完成工事経歴によって、まず点数をつけるということ、さらには、イの主観点数のところ、業種の最高完成工事経歴のうち、最も高い金額について主観点数にするということと、ウのところ、条件によって、次のページに出てきますけ

れども、加算率で加算を行うということを行っております。

16ページをお願いいたします。左側、堺市の地元要素による点数というのは、監理技術者の雇用人数による加点ですとか、ISO9000シリーズの取得状況ですとか、障害者雇用の状況、そういったことに着目した加点を行っているという状況です。

右側、東京都につきましては、加算率について条件1から5までございまして、条件1を見ていただきますと、申請者が中小企業であって、かつ、本店が東京都内にある場合について20%加算をするという審査基準を設けているという状況でございます。

17ページをお願いいたします。入札参加資格の設定状況の中で、これまでは入札参加資格については、あらかじめ経営の種類・金額において定めている資格を申し上げてきましたけれども、それに追加して、契約の性質・目的に応じた資格を定めることができることについて、その資格設定の状況について説明をさせていただきます。

左が大阪府の用地の測量のケース、右側は東京都の土砂の運搬作業についてでございまして、当然といえば当然ですけれども、測量委託に関しましては、管理技術者を配置していることですとか、右側の東京都の例で言えば、一番下の(8)にございますように、一定の基準を満たす車両を使うことといったものが求められております。

18ページをお願いいたします。それ以外にも、左側の大阪府ですけれども、測量機器、具体的な機器を指定して、その所有を求めていることですとか、右側の東京都につきましては、これは土砂の運搬が業務内容でございますので、日量40トン程度搬出できる台数を用意することといったような、個々の契約に応じた参加資格を設定しているという状況でございます。

19ページをお願いいたします。19ページからは入札の様式・項目についてでございまして、入札参加申込書や入札書については、これも法令で定められておりませんので、個々に定めているということございまして、この19ページにも例示しているように、同じ入札参加申込書であっても、少しずつ違っている状況がございます。ただ、この差について設けることの意義がどれくらいあるのか、必要性があるのかどうかということが、論点としてはあろうかと思えます。

同じことは、20ページの入札書についても同様の状況でございます。

さらには、21ページが完了届についてでございまして、完了届も法令で定められておらず、個々に様々、少しずつ異なっているという状況でございますので、その差異を設けることの意義・必要性についてどう考えるのかということがございます。

22ページは請求書でございます、請求書の項目についても各地方公共団体ごとに定められておりますけれども、こちらに関しては事業者が任意の様式で提出できることもされておりますので、請求書についての様式・項目を共通化する必要性があるのかどうかという点があろうかと思っております。

続きまして、24ページをお願いいたします。これまで地方の調達関連手続の入札参加資格を中心に状況を申し上げてきましたが、一方、国の入札調達関連手続の状況がどうなっているかについてでございます。

国の調達関連手続のうち、物品・役務の手続につきましては、既に各省庁共通の「政府調達関連システム」というものが出来上がっておりまして、これで行われております。一方、公共工事のうち、入札参加資格審査申請の受付については、国交省をはじめとする公共工事の発注が多い省庁では、これらの省庁が共同で「インターネット一元受付システム」というものを運営しておりまして、その他の省庁においては個別でやっているということでございます。さらに、入札参加資格審査以降の手続については、各省庁の個別システムで行われているという状況でございます。

この中で、24ページの中ほどに※書きをさせていただきましたが、物品・役務については国で共通のシステムがあると申し上げましたけれども、この国の調達ポータルの場合情報につきましては、現状活用はされていないんですけれども、地方公共団体の調達案件を掲載する機能は既に実装されているということでございまして、国でシステムは持っていて、地方にも一部開放する用意はされているというのが現状でございます。

続いて、25ページをお願いいたします。25ページにつきましては、今申し上げた国の物品・役務についての調達システムを図示したものでございます。説明については省略させていただきます。

27ページをお願いします。ここからが共通化の検討の対象をどうしていくかということでございまして、調達関連手続のうち、共通化すべき様式・項目や手続をどのように検討していくのかということがございます。考え方といたしましては、調達関連手続を、事業者と接点のある事務と内部事務、これはフロントとバックヤードというように分類して対象を検討してはどうかと思っております、フロント部分については、さらに様式・項目にわたる部分と手続にわたる部分とに分解できると思っております。

これを図示したのが27ページの下段でございまして、赤い枠で囲いましたフロントについての①から⑥の手続ごとに、こういったことが共通化できるのかということを検討し

ではどうかと思っております。調達関連手続の共通化に係る要請というのは、地方公共団体と事業者間の手続方法が団体ごとに異なっていること、それで事業者の事務負担が大きくなっていると、そこに起因するものと考えておりますので、まずはフロント部分の手続を中心に、個々の様式・項目、手続の方法ごとに共通化の検討を進めてはどうかと思っております。この共通化のやり方については、また別途の資料で具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、28ページでございます。28ページは御参考になりますが、前回ベンダーヒアリングの際に、NECからシステムの相関図について資料の提供がございましたので、再度掲載をさせていただきまして、左側のフロント部分とバックヤードに分かれるということを図示させていただきました。

それでは、30ページをお願いいたします。30ページにつきましては、入札参加資格手続の共通化の方向のうち、資格審査基準についてでございます。地方公共団体は、あらかじめ事業者について自分たちの定めた審査基準に基づいて審査をして格付をし、名簿登録をするということになっておりますけれども、この審査基準について共通化することができるのか、入札の際に各団体が定めている入札参加資格についても共通化することができるのかという点が論点としてあろうかと思っております。考え方ですけれども、地方公共団体が行う入札参加資格審査については、当該団体において団体の契約規模の実態などを踏まえまして、客観的要素と主観的事項を設定して総合的に勘案して行っておりますので、審査基準は地域の実情に応じて多様になっているということをもまずどう考えるかということがあろうかと思っております。さらには、地方公共団体が締結しようとする契約の目的・性質によっては、その履行確保のために、あらかじめ定める入札参加資格に追加して実態に即した資格を定める必要が現状ございますので、そのことについてどう考えるのかということでございます。その下の点線囲みの中は、前のページで具体の例として堺市や東京都の事例を挙げさせていただいたものを、改めて掲載をしているものでございます。

31ページをお願いいたします。31ページについては、入札参加資格審査の際に受け付ける項目・書類について共通化することができるのかどうかという点でございます。申請項目などにつきましては、各団体において入札参加資格審査を行うために求めているということでございますので、団体ごとに異なっていることをどのように考えるのかということがあろうかと思っております。一方で、事業者の名称ですとか代表者氏名のような、多数の地方公共団体で共通して求めている項目もありますので、それをどう考えるのかというこ

と、さらには、多数の団体で共通して提出を求めているとまでは言えないけれども、仮に提出を求めるとした場合に、共通化することができ得る項目もあるのではないかという点があるかと思います。

32ページをお願いいたします。入札参加資格手続の中の申請方法についてでございます。申請方法についても共通化できるのかできないのかという点でございます。考え方はすけれども、今は、先ほど説明させていただいたとおり、申請方法を定めた上で、事業者から定期または随時に申請を受け付けておりますけれども、この申請方法について地方公共団体ごとに差異を設ける必要性がどこまであるのか、あるいは、申請方法について、今は職員の繁忙期などを踏まえた事務の平準化の必要性などから団体の状況に応じて定められている可能性がありますので、そういったことをどこまで考慮する必要があるのか。一方で、既に複数の地方公共団体が共通化してやっているところもございますので、共同で申請を受け付ける場合をどう考えるのかと。それから、申請についての書類などの送付方法でございますけれども、現在の社会経済活動の効率化を踏まえれば、電子申請システムやメールなどオンラインによる方法でも受け付けられるように促す方法で検討を行うことが考えられるのではないかとございます。ただし、これにつきましては、地方公共団体や事業者のシステムの構築状況など、オンライン化の状況も考慮する必要があるのではないかとございます。

以上で、まず、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況について説明をさせていただきました。議論についてどうぞよろしくをお願いいたします。

○高橋座長　　どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。御遠慮なくいろいろと御自由に御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、小西先生、お願いします。

○小西構成員　　先ほどの御説明で、整理の方法としてフロントとバックヤードを分けるというお話がありました。なかなかいいアイデアだなと思いつつも気になったのは、バックヤードの影響を受けてフロントが決まってくる要素が結構あるのではないかと。つまり、審査をこのようにしたいから申請書はこういうものを出してくださいとなるのではないかと。その辺りはどのようにお考えなのかというのを確認させていただければと思います。以上です。

○高橋座長　　事務局、いかがでしょうか。

○黒川理事官　　ありがとうございます。確かにフロントとバックヤードの関連性が一切

ないものとして検討を進めることはなかなかできないとは思っておりますので、検討に当たっては、バックヤードのことについても念頭に置きながら作業を進める必要があると思っております。ただ、今、事務局としてどうしてもフロントに目が向きがちというのは、今の御指摘があって、確かにそのとおりかなというところもございましたので、完全に切り分けることはできませんし、バックヤードの状況についても考慮に入れながら検討する必要というのは確かにあろうかと思っております。以上でございます。

○小西構成員　なぜ今の質問をしたかという、恐らく今日の資料の趣旨は、申請の中身についてはできるだけ地方公共団体のニーズに合わせてあげたいという考えがあって、一方で、企業の方々、事業者の方々のことを考えると、フロントのほうで統一化してあげたいという考えがあって今の仕分けになっていると思います。ただ、繰り返しですけれども、結局バックヤードのほうで地方公共団体の主体性を認めるとなると、いろいろと出させていただく書類というのは最終的な判断に必要なものになってしまいます。その辺りが難しいところかなと思、今のような質問をいたしました。以上です。

○高橋座長　どうもありがとうございました。ほかに先生方、いかがでしょうか。

○田中行政課長　今の点、よろしいですか。

○高橋座長　事務局、よろしく申し上げます。

○田中行政課長　今、小西先生がおっしゃった点、全くそのとおりですけれども、我々の考えとしましては、最終的には審査基準というものは契約の履行のために設定されていますので、契約が多様であり、また自治体が多様である以上は、完全に共通化するというのはかなりハードルが高いのではないかと感じております。

他方で、資料の6ページを御覧いただきますと、これは申請項目について国が何を求めているのか、総務省の標準項目がどうなっているのか、あるいは自治体がどういうものを求めているかを対比したのですが、国が求めている項目や総務省の標準項目としている項目は、概ね現に共通しています。その共通しているというのは、地方自治法施行令において、例えば資本金の額や製造・販売の実績、従業員の数などを規定していますので、そのようなある程度の枠組みが法令で規定されているものや、あるいは、国が当然に必要であろうということで求めている項目については、共通性が高いものがあるとも思っています。それが6ページ、7ページです。

8ページをご覧いただきますと、多少入札参加資格の申請項目等がばらついておりますが、ばらつきという点でより典型的なものが9ページです。9ページをご覧いただきます

と、例えばエコアクション21登録証や働き方改革など、契約の履行とともに、それぞれの団体の政策も反映されている項目というのはかなりばらつきがあると思っております、こういった項目はなかなか共通化していくのは難しいのではないかと考えています。共通化できるところは共通化していきつつも、一方で完全に共通化するのはなかなか難しいということが前提になってくるのかなと思いつつながら分析をしていたところであります。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。ほかの先生方、いかがでしょうか。

では、片桐先生、お願いします。

○片桐構成員 片桐でございます。私からは、国の調達関連手続との比較で幾つかお話を伺いたいと思います。資料24ページ、25ページ辺りでしょうか。

まず、説明と文章との対応がよく分からなかったのも、まず御確認ですが、物品・役務調達はGEP SとPPで構成されているということですが、資料の説明では、PPには地方公共団体の調達案件を掲載する機能が実装されているということが書かれているかと思いますが、御説明では、もう少し何か機能があるというようなニュアンスの御説明だったかとも思うので、この点も掘り下げて御説明いただけますか。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○黒川理事官 24ページの物品・役務政府調達関連システムのところで書かせていただいておりますけれども、今、地方公共団体の調達案件を掲載する機能が実装されているということを申し上げましたけれども、現状、国の政府調達関連システムにおいて、地方公共団体に関連する機能が開放されておりますのは、地方公共団体の調達情報を掲載する機能だけでございます。

ただし、その用意はされているのですが、現状活用されておられませんので、地方の調達案件を載せることができるけれども、できていない。恐らくまだ、私もこれはデジタル庁と話をしている中で初めて聞いた話でしたので、地方公共団体側にも、国の物品・役務の調達関連システムでそういうことができるということは、ほとんど知られていないのではないかと考えております。

以上でございます。

○片桐構成員 調達案件を掲載するということの御趣旨は、こういう案件がありますという公告だけが出るということなのか、公告を出したのものについては、国と同じようにいろいろなことができるということなのか、どちらでしょうか。

○黒川理事官 案件の公告ができるだけございまして、これがその先の手続も含めて乗っかっていけるという仕組みが用意されているのであれば、比較的今の目指す方向について一定道が開けるかとは思っておりますが、現状はそこまでは至っていないという状況です。

○片桐構成員 分かりました。ありがとうございます。費用負担をどのように分担するかという問題もあるかと思えますけれども、様々なことを考えればそのほうが早そうにも思えますので、もう少しデジタル庁などとやり取りをしていただきたいなと思えます。

関連して、これは国の側のほうの話なので、どこまで事務局でお分かりになるか分かりませんが、公共工事の調達も、インターネット一元受付システムであるとか電子調達システムを使っている省庁と使っていない省庁があるわけですが、まず、使っていない省庁はどういう理由によるのかということが1点と、それから、逆に相乗りしている省庁は、省庁間で当然、先ほどの事務局の説明も踏まえて言えば、案件ごとに必要な項目や書類なども異なってくると思いますが、相乗りしているということは、項目等をそろえているわけですね。そうすると、そろえているときには例えば省令で措置しているのか、それとも何か別の方法で行っているのか、どういう方法で行っているのかを御存じでしたら教えていただけますでしょうか。

○黒川理事官 公共工事に関しましては、個別の国土交通省をはじめとした各省庁に確認を行っておりませんので、あまり存じ上げていないですけれども、一方で、物品・役務に関しましては、これは全省庁が参加しておりまして、全省庁統一の資格で審査をしているということでございます。

何を要件とするかなどにつきましては、全省庁の会計課長が集まる会議体を持っているようございまして、そこで様々申合せをすることによって、どういう項目で審査をするのかなど、その内容について打合せをして決めているということでございました。これは全省庁統一ですので、事業者の方はどの省庁に申請をすることも可能でございます。いろいろな省庁で仕事をしたい事業者の方であっても、例えば総務省に申請をすると、総務省で受付をして、総務省が審査をして、そこに色はないということでございまして、総務省が審査をしてオーケーであれば、それが全省庁の統一資格として、全省庁でその後の手続に乗っかっていけるということでございます。

○片桐構成員 そうすると、まず、会議体に相乗りするためにどのような仕組みにするかということがハードルになり得る、特に自治体からアプローチしようとするハードル

になってしまうということと、ある自治体で資格審査をしてしまうと、他の都道府県・市町村あるいは国でも使えてしまうという可能性が出てくるというところをどう考えるかという点が残るということですか。

○黒川理事官　　そうですね。

○片桐構成員　　分かりました。ありがとうございます。

○高橋座長　　どうもありがとうございました。ほかの先生方、いかがでしょうか。

では、石川先生、いかがですか。何か御質問ございますか。

○石川構成員　　資料1で、北海道や東北、近畿は標準化している団体が多いというお話だったのですけれども、恐らく現在の企業側の実態も考えると、特に地方などは人手不足などで、今、物品調達をしている中小企業などは、恐らく将来的に廃業もしていきだろうなど、実際問題廃業しているケースもあろうかと思われます。事務局から資料を出していただいたように、先ほど小西先生から、フロントとバックヤードを分けて考える際に、バックヤードから普通はフロントに影響するのではないかという御指摘があって、なるほどと私も思ったところですが、確かに入札の項目などを仮に共通化すれば、それが恐らく表紙のようになって、悪い言い方かもしれないですが、使い回すことができるので、その点は、将来的に物品調達をしている事業者の廃業などによって、どこか別の主体に参入してもらう際には、フロントの部分、事業者側の負担が軽減されるのではないかと思います。それが果たしてどの程度共通化できる部分なのかという点について、入札参加資格審査申請項目などを比較している資料がありましたけれども、その辺りが、将来を見越すと、今のうちにそういうことを検討しておくというのは非常に意義があると思われました。ただ、確かに地元の企業を優先するという点は、残していく必要があろうかという事は考えている次第です。恐らく、そうした共通化が進めば、表紙の部分といいますか、今、挙げていただいている部分を判子のように使い回すということができれば、少なくともこの部分については事務上のミスが減るのではないかと思います。自治体側から見ても言えるのではないかと思います。

1点、これはまた今ということではなく教えていただきたいなと思ったんですけれども、今回、東京都と堺市を比較していただいているのですが、先ほど近畿地方で標準化が進んでいるということでしたので、もし把握が可能であれば、堺市と例えば東大阪市などで、14ページから審査基準が書かれているところですが、もしかすると近畿地方の申請項目も標準化されているのではないかと思います。その辺りは教えていただきたい点です。

堺市の審査基準は分かりやすいといえますか、見やすいといえますか、そういったことも含めて、堺市以外の近畿地方の自治体では、堺市と同じような審査基準や様式になっているのかどうか、もし分かれば御教示いただきたいと思います。

○高橋座長 事務局、いかがでしょうか。

○黒川理事官 承知しました。今回は堺市と東京都の事例を審査基準に関しては資料収集をしていて、このような形で整理いたしましたけれども、今、先生から御指摘いただいたような例えば東大阪市ですとか、そういったような近隣の市町村において、どのような状況にあるのかということをお時間いただいて整理を進めたいと思います。

○石川構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、大脇先生、いかがでしょうか。

○大脇構成員 大脇です。ありがとうございます。いろいろ情報量が多くて勉強になったところです。

一番大卒のところの感想を申し上げますけれども、資料1の3ページで、全都道府県のうち標準項目を使っている団体の割合を出していただいている、そのうち都道府県と県内市町村が共同受付を行っているところに丸がついていまして、数えると14府県ほどあります。恐らく、これを先行して行っているところは、かなり時間と労力をかけて、県が音頭をとって行っていると思います。こういうものがこれぐらい進んでいるということになってくると、この後、国が全部標準化しようとするときに、〇〇県の皆さんは先行してそういうことを行っているかもしれないが、国としてはこういうものを統一化するんだよと言ったときに、既にエネルギーとお金を投下している自治体としては、何でそんなものに乗らないといけないのかと。県内の市町村はみんな県内でもう仕事を完結していますということになってくると、なかなかこういうところを標準化しようすると手ごわいかなと感じたところです。そこで、何らかのメリットがあることを示す必要があって、一つヒントになるかなと思ったのは、国の電子調達システムに地方の調達案件を載せることが既にできるというお話です。初めて知りましたが、そのように、自分たちでコストを負担するのではなくて、国のシステムに乗っかって、結果としてコスト削減ができるというような、そういう目に見えた何かメリットがあったほうが、地方公共団体としても国の標準化に乗りやすいのかなと思いましたので、そういうところも課題になるのではないかなと。意外とこれは乗り越えないといけない課題ではないかなと思ったところです。

○黒川理事官 大脇先生に御指摘いただいたとおり、確かに共同運用を行っているところ

ろというのは、それなりに時間とコストをかけているというのはそのとおりでございます。例えば愛知県におきましては既に平成18年から共同運用でスタートしていると聞いております。その辺りは確かに一つの乗り越えなければならない課題としてあろうかと思っております。

次回、今日までの議論を踏まえまして、地方公共団体をお呼びしてヒアリングをする場を設けさせていただこうと思っております。そこに来ていただく団体で今お声がけしているのは、共同運用をしている神奈川県と、丸はついてないのですが、東京都が、都は入っておりませんが、特別区も含めた市町村と特別区で共同運用はしてまして、その中の構成団体の一つである町田市にお声がけしておりますので、我々もその課題に向けて検討しなければなりません。その辺りの実情についても、次回のヒアリングで地方公共団体をお呼びしますので、いろいろ御意見を聞いていただければなと考えております。

以上でございます。

○高橋座長　　どうもありがとうございました。それでは、木村先生、いかがでしょう。

○木村構成員　　ありがとうございます。いろいろお聞きしたいことはあるのですが、雑駁な感想を申し上げておきたいと思っております。資料1の関係で言いますと、小西先生の推察どおり、小規模な自治体において国の標準化モデルが採用されがちであるということを確認したところでございます。今の大脇先生のご指摘の延長で、あくまで大まかな色分けですが、大規模な自治体はもう既に自前でシステム等々を整えているから、あまり国の標準化に相乗りする意欲がないという見方ができるのだらうと思っております。

そうであるとする、今後我々がこれから進めようとしている共同化・標準化の話というの、あくまで相対的にみれば、小規模な自治体に受ける可能性がある、大規模な自治体にはあまり意欲がもたらされないけれども、小規模な自治体にとってのメリットが大きいという見方ができると思っております。

その一方で、先ほど石川先生のお話にもありましたけれども、小規模な自治体では、地元の中小企業を保護するというファクターが大きいわけですので、そうなりますと、果たしてこれから進めようとしている共通化・標準化について、どれだけのメリットが出てくるのかということです。小規模な自治体については、標準化についての意欲はあるにしても、地元の中小企業を保護するというファクターがより強いと言えらると思っておりますので、そうなりますと、結果として、これからやろうとしている共通化・標準化というものが、大小いずれの自治体にも受けない、どちらにも受容されない可能性があるのではないかと

う懸念がございます。それが杞憂であることを祈りますけれども、そういうことを考えますと、次回のヒアリングで、ぜひ地方の小規模な自治体をヒアリングの対象として御検討いただけるとよろしいと思いますが、その辺は既に御配慮いただいているのであれば、念のためのリクエストということになります。

それから、もろもろの標準化の要素ということで、これまたざっくりとした言い方をさせていただきますと、私の頭の中では大きく3つの要素があると考えております。これも言葉で表現すると、また粗が出てくるのですが、堺市・東京都の比較で出てくる主観的・客観的という要素で言えば、資本金等々の客観的な要素があつて、それとは別に、地域要件をはじめとした、地域にどれだけ密着しているかを含めた主観的な要素があると。その上にさらに、先ほど事務局から付け加えていただいたように、環境への配慮などの政策的な要素があるということになると思います。

国との比較でこれまた大まかに言えば、国の入札参加資格の数値というのは、客観的な数値に重点を置いている仕組みだと理解できるわけでありまして、理想的に言えば、そういう主観的なものと客観的なものをできるだけ分けたほうがいいというのが個人的な思いではございます。したがって、本来であれば、そうした入札参加資格の要件においても、主観と客観をできるだけ切り分けた形にする、そうすることによって、客観性を重視した国の入札参加資格のシステムに乗りやすくなると思います。

それが一つの理想形ではあるにしても、なかなか現実の自治体の運用からすると、主観面と客観面がなかなか切り分けにくいということになりますので、その辺りをどのように折り合いをつけるのかということになろうかと思いますけれども、方向性としては、その辺りの2つの要素、さらには3つの要素をきちんと切り分けて、それを基に制度設計をしていくということが方向性としてはあり得るのだろうと思います。

それとは別に、先ほど来の手続の問題、あるいは項目の名称の問題、この辺りは非常に形式的な話ですので、できるだけ統一化していくのが望ましいと思います。先ほどのフロントとバックヤードの話で言えば、フロントの一番表面的なところが、そうした手続、あるいはネーミング・文言の話だと思っておりますので、その辺りは最も標準化をするべきであつて、また比較的しやすいところかと考えております。

そういうことで、大きな項目分けあるいは色分けをしながら検討していくというのが一つの姿だとは思いますが、現実には、そうは言ってももろもろの要素が混在しているので、なかなか一筋縄ではいかないということも承知しております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。事務局、何かコメントはありますか。

○田中行政課長 木村先生の御指摘、全くごもっともでございまして、私どもも、これが結局誰にとってメリットがあるのかと考えたときに、過去、ヒアリングをしてきますと、全国的な事業者、あるいは全国とまで言わないまでも、広域的に活動している事業者にとっては明らかにメリットがあるということですが、そうではない地域的な事業者や、あるいは個々の団体にとって見て、そこまでメリットを感じているかどうかという点の一つであろうかと思えます。

ですので、これを進めていこうとするときには2つあって、1つは先生がおっしゃったように、個々の団体に対してできるだけこのような利便性がある、メリットがあるということはどう説明していけるかということが一つあると思えます。その辺りは一つの手がかりとしては、国のシステムに乗っていくことができるということが可能なのであれば、それは大きなメリットになる可能性はあると思っています。

それからもう1つは、メリットを感じている主体として、全国的な、あるいは広域的に活動している経済団体がありますので、そうした主体とともに働きかけをしていかないと、これは個々の団体の損得勘定だけではなかなかうまくいかないのではないかなと感じております。

それから、木村先生から御指摘があった入札参加資格については、なかなかハードルは高いとはいっても、例えば資料19ページ以降の参加申込書の様式や、入札書の様式、完了届出の様式、請求書の様式などについては、この辺りは決めればいい話で、もちろん全団体共通のシステムに乗っていくという前提であれば、決めの話ではないかなと、このような議論をしておりました。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、建部先生、お願いできますか。

○建部構成員 木村先生が小さな自治体とおっしゃっていたのですが、小さな自治体ですと、公共工事と物品・役務で入札参加資格を分けているところがあったりしますので、例えば建設工事に関しましては国交省もしくは県の様式にそのまま乗っかる、物品・役務に関しては自治体独自の指定様式を使っているというところもありますので、入札参加資格の統一に関しましては、その辺りの入札の種類に応じて様式を分けているところのお話も聞いて、分けている合理性などをきちんと集めていきませんか、自治体に対するメリッ

トの説明というのはなかなか難しいのではないのかなと思います。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○黒川理事官 今、小さな団体でどうかという御指摘をいただきましたので、そこはよく個別の団体からも実情を聞く必要が出てくると思っていますので、次回ヒアリングするほかにも、様々な団体に話を聞いてみて、実情をまず確認をする必要があるかなと考えております。以上でございます。

○建部構成員 具体的に申しますと、鹿児島県の大和村、こちらは建築工事に関しては県と国交省の様式どちらかということで、物品・役務に関しましては村指定独自の様式ということになっており、能動的に選び取っている実情があるので、その辺りの具体的な、ピンポイントで、能動的、自覚的に調達するもの、建築工事などにおいて分けているところも、もう少し具体詳細にもし可能であれば調べていただけると、さらに説得力が増すのではないかと勝手ながらも思った次第です。

○高橋座長 実態把握についての貴重な御意見を頂戴したと思います。ありがとうございました。

最初のほうで御発言いただいた方で、追加で何かございますか。

では、小西先生、どうぞ。

○小西構成員 ありがとうございます。

今後の地方公共団体へのヒアリングに関連してですけれども、現在の地方公共団体において、今回の議論について、条例でどこまで決めているか、条例で規定していることがあるのかどうか、可能であればお尋ねいただければなと思っています。

というのは、先ほど今回の改革に向けてのハードルの話がありましたけれども、もし条例で決めていることがあるとすると、自治体にとっては、こうしろと言われてもそう簡単にはできないとなってしまうと思いますので、もし可能であれば、そのようなことも地方公共団体に尋ねていただければなと思います。もちろん当日尋ねる必要があれば、私もお尋ねしたいと思います。

以上です。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○黒川理事官 承知しました。出席予定団体に対してあらかじめ今の旨を伝えまして、現状とどう考えるかについてお答えを御用意いただくように連絡をしておきたいと思いません。

○田中行政課長 通常は、財務規則で決めている事項ではないかとは想像はしますけれども、ただ、例えば地元の企業の振興などのために、あえて条例で決めているという可能性も考えられるので、よくヒアリング項目に加えておきたいと思います。

○小西構成員 ありがとうございました。

○高橋座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私から。政策的な要素を入れているというお話ですけれども、入札の参加資格審査のところ、どこまで合理的な範囲として政策的な要素を入れるかということについては議論があるのではないかと思います。そこはもうフリーパスで、自治体の判断だとお考えになるのかという点が気になったものですからお聞きしたい。つまり、あまり不合理な項目についてはもうこの際使用しないようにと言う可能性はないのかということについてはいかがでしょう。

○田中行政課長 契約の入札参加資格でどこまでのことを求めるかということは、近年は様々な形の入札参加資格の項目が実態としては使われている、例えば賃上げ、働き方改革、環境保全などの項目が使われているという実態はあろうかと思えます。もちろん契約の履行のために合理的な範囲という言い方で見直しを求めることはあり得ると思えますけれども、国の方で線引きをして一定のものを使用しないようにということまでできるのかどうかということについては、慎重に考えていく必要があるかと思えます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。一例として、とにかくあまり不合理なものはこの際使用しないようにと言う選択肢もあるかと思ひ申し上げた次第です。

それでは、ほかにございますか。

○片桐構成員 今の質問に関連してですけれども、高橋先生が御指摘になった点、ごもっともかなと思ってまして、他方で、同じことが主観的・積極的資格要件の追加のほうでも発生する可能性があると思っています。

つまり、国とシステムをそろえて、この部分、積極的な要件まで共通化していくということになると、共通化の部分を変更することによって、国からこの要件で調達をしてほしいという形の誘導がかけられることになるわけですね。現に障害者雇用など、基本的には良いことばかり要件としているようにも思えますが、実務に与える影響というものはないわけではないということで、この辺りが、あまりリジッドに決めてしまうと、警戒される要素にもなり得るし、逆にリジッドに決めてしまえば、今度はそれを動かす手続も煩雑になるということもあるかと思うので、この辺りはお考えいただいたほうがいいのかかと

思いました。

私からは以上です。

○高橋座長 事務局、今のお話についていかがでしょう。

○黒川理事官 確かにここをどこまで共通化していくのかということに関しましては、国が決め過ぎてしまうことで、地方公共団体を制約することになり過ぎてはいけないし、そのバランスについては、こちらも今、内部の議論の中でも非常に悩んでいるところがございますので、共通化の要請と、自治体が現に行って実現しようとしていることとのバランスについては、よくよく考えながら議論を進めていきたい、また資料化して皆様に御議論いただけるように準備したいと思っております。以上でございます。

○高橋座長 どうも貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、資料残りの部分について議論を進めてまいりたいと思います。資料2のV及びVIについて、事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○黒川理事官 事務局でございます。それでは、資料の34ページをお開きください。先ほど入札参加資格審査についてまで御説明をさせていただきました。ここからは、②の案件情報公開以降の手續における共通化の検討の方向について、資料を説明させていただきます。

まず、34ページは、案件情報の公表方法などの共通化の検討の方向についてでございます。論点のところでございますが、一般競争入札の公告の方法は法令上特段規定されておりませんので、社会全般のデジタル化による効率化に係る要請があることを踏まえますと、方法の共通化ということについてどのように考えるかということがあろうかと思えます。

それから、先ほど来説明を申し上げてきましたけれども、国の調達におきましては、発注の見通しですとか入札落札情報などが調達ポータルにおいて公表されておりますけれども、地方側がこうした情報の公表方法の在り方をどう考えるかという点が論点としてあろうかと思っております。

考え方はすけれども、まず、入札の公告に関しましては、現状、地方自治法施行令の規定により、「地方公共団体は、競争入札により契約を締結しようとするときは、必要な事項を報告すること」とされておりまして、その方法は法令上、特段規定をされていません。各地方公共団体において、ホームページですとか広報、そういった広く周知でき得るような手段で行われているのが実情でございます。

入札の公告の方法をオンライン化することについては、当然事業者の利便性向上に資することになりますほか、地方公共団体にとりましても、事業者の入札参加を促して入札不調や不落が減少することなどで、最適な事業者選定に寄与することになるのではないかと考えております。

以上を踏まえ、入札の公告の方法については、オンラインでも行うことが共通となるように、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるのではないかと考えております。

※書きは、先ほども申しあげました国の調達ポータル上の案件情報に地方公共団体の調達案件を掲載する機能があるということと、現状まだ活用されていないということを再度書かせていただいておりますが、その具体的なやり方について括弧書きで書かせていただいております、地方公共団体のホームページに案件情報のCSVデータを置きますと、国の調達ポータルが巡回をして当該CSVデータを収集し、調達ポータル上に掲載することができると。デジタル局はクローリングと言っていましたけれども、そういった機能があるそうございまして、きちんと定められたCSVデータを用意すれば、勝手に拾っていってくれるという仕組みには現状なっているようございまして。

35ページをお願いいたします。入札・落札情報に関して、これは国につきましては、国の調達ポータルを通じて公表しているということでございまして。地方公共団体の公共工事以外の入札・落札情報の公表について、特段の法令上の規定はございませんけれども、国と同様にオンライン公表することによって、事業者の利便性向上に資するほか、入札契約に係る不正行為の防止にも資するのではないかと考えております。

以上を踏まえ、公共工事以外の契約についても、国と同様の内容を同様の方法によって公表することが共通となるように、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるのではないかと考えております。

36ページをお願いいたします。入札の共通化の検討の方向でございまして。各地方公共団体において個別に定めている入札の様式・項目について共通化するかどうか、また、入札の方法についてデジタル化の要請がございまして、共通化についてどのような方向で検討すべきかという点が論点かと考えております。

考え方ですが、入札につきましては個々の契約案件について個別に応札するもので、入札参加資格申請のように、複数の地方公共団体に対して事業者の客観的情報を提出するような性格のものではないと。さらに、経済団体からも入札の様式・項目が異なるこ

とに伴う支障事例が指摘されているわけではないという現状にあるところ、入札の様式・項目を共通化する必要性をどう考えるかということがございます。

一方で、電子入札につきましては、J A C I Cが提供する電子入札コアシステムの活用が進んできております。これは前回、ベンダーからの御紹介でも、J A C I Cの活用が進んでいるという御紹介をいただきましたけれども、そういう実情があらうかと思っております。将来的に地方公共団体共通の調達管理システムやポータルサイトを通じた電子入札を実現する場合には、これを前提として入札の様式・項目を共通化することも考えられるのではないかと考えております。

なお、事業者の利便性向上と地方公共団体の入札事務の効率化の観点からは、入札の方法は、電子化・オンライン化、すなわち電子入札システムの導入が適当であると考えられるのではないかとございます。ですので、入札が電子入札システムにより行われることが共通となるように、地方公共団体におけるオンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるのではないかと、その際、署名・押印は不要とするといった考え方をとるべきなのかという点があらうかと思えます。

37ページをお願いいたします。続きまして、契約の共通化の検討の方向でございます。地方公共団体が締結する契約の内容について、標準を定めることが考えられるのかどうかという点でございます。また、契約の方法につきましてもデジタル化の要請がございますので、方法の共通化をどのような方法で検討すべきかという点が論点としてございます。

考え方ですけれども、地方公共団体の締結する契約については、庁舎の維持管理から、OA機器のリースですとか、ソフトウェアのライセンスですとか、多岐にわたっていると。さらには、OA機器のリース契約などについては、故障があった場合の責任分担ですとか、設置場所の使用形態や頻度ですとか、とにかく個別のサービスの内容を十分に踏まえた契約内容を個別に定める必要がありますので、契約書の内容は契約の内容に応じて様々であるという現状をどう考えるかということがあらうかと思えます。

※に書きましたけれども、例えば公共工事においては、中央建設業審議会が標準請負契約約款を作成しているということがございますほか、コンテンツ版バイ・ドール契約、これは知的財産権の関係でございます、主に地方公共団体が発注者になった場合に、知的財産権を発注者は自分たちが譲り受けずに、ポスターや写真などの知的財産権を受注者に帰属させるような契約のことをコンテンツのバイ・ドール契約というそうですけれども、コンテンツ版バイ・ドール契約については、これを所管する経済産業省が契約書のフォー

マットを作成している実情もあるようでございまして、この契約書の標準については、契約種別に対応する所管省庁といったところにおいて個別に検討することも考えられるのではないかと考えております。

それから、電子契約につきましては、地方公共団体と民間事業者に共通する事務でございまして、民間事業者がクラウドサービスなどを提供しております。これもデジタル化の要請がございまして、署名・押印の見直しも求められているといったことも踏まえまして、契約の方法を電子化・オンライン化、すなわち電子契約を導入すること、そういったことが適当であると考えられるのではないかと。このためには、電子契約が電子入札システムにより行われることが標準となるように、地方公共団体の電子契約システムの活用状況も踏まえながら、オンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるのではないかと考えております。

38ページをお願いいたします。完了届・検査の共通化でございまして。これも各地方公共団体が個別に定めている完了届の様式あるいは項目について共通化するかどうか、また、提出方法について、デジタル化の要請を踏まえまして、どのような方向で検討するかということが論点かと考えております。

完了届につきましては、入札手続と同様に個々の契約案件について個別に提出するものでございまして、経済団体からも様式・項目が異なることによる具体的な支障事例は指摘されていないという現状でございまして、完了届の様式・項目を共通化する必要性、これをどう考えるかということ。将来的に地方公共団体共通の調達関連システムやポータルサイトを通じて完了届の提出を実現することを念頭に置いた場合には、これを前提として、完了届の様式・項目を共通化することを考えられるのではないかと考えております。

それから、事業者の利便性向上と地方公共団体の事務の効率化の観点からは、完了届の提出ですとか、検査結果の通知、こうしたやり方については電子化・オンライン化、これはシステムですとかメールなどが想定されますけれども、そういったことが適当であると考えられるかということでございます。このため、完了届の提出などの方法については、調達関連レスシステム、メールなどのオンラインによることが標準となるように、オンライン化の取組を促すことを検討することが考えられるのではないかと。その際、署名・押印は不要とするといった点が考えられるところでございまして。

検査につきましては、検査の方法、契約の内容に応じて最も適当な方法と各地方公共団体でやっておりますので、契約ごとに現状様々になっております。そうしたことを踏まえま

すと、共通管理はなじまないのではないかと考えられるのではないかと考えております。

39ページをお願いいたします。請求と支払の共通化の検討の方向でございます。契約履行後の請求・支払に係る請求書などの様式・項目について、標準を定めることが考えられるかどうか。また、請求書などの提出方法については、これもデジタル化の要請を踏まえまして、共通化についてどのような方向で検討すべきかという点が論点かと考えております。

考え方ですけれども、請求書につきましては、一般的に地方公共団体において、当該地方公共団体に対して提出する請求書などの様式や項目の例は示しながらも、各事業者が任意でつくってくる様式・項目によって提出することも許容しているという実情がある中で、この請求書などの様式・項目を共通化する必要性をどう考えるのかという点があろうかと思えます。

こちらにつきましても、将来的に、地方公共団体共通の調達関連システム、ポータルサイト、こういったものを通じて請求書などの提出を実現することを念頭に置いた場合には、現状と同様に各事業者が自分たちの任意の様式・項目で請求書などを提出できることとすることが適当であると考えられるかどうかということ、さらに、これを前提として、地方公共団体が事業者の任意提出を認めつつも地方公共団体として示している請求書などの様式・項目の例については共通化することが考えられるのではないかと考えております。

それから、これもデジタル化の要請から署名・押印の廃止を求められておりますので、事業者の利便性、地方公共団体の効率化の観点から、提出方法は、押印を不要とした上で電子化・オンライン化、メールなどになりますけれども、進めていくことが適当であると考えられるのではないかと考えております。

このため、内閣府で既に取りまとめております押印見直しマニュアルですとか、国における取組を参考に、請求書などの提出の方法がメールなどのオンラインによることが標準となるように、その取組を促すことを検討することが考えられるのではないかと考えております。

40ページは、今申しあげました令和2年の押印見直しマニュアルでございますので、説明については省略をさせていただきます。

最後のパーツになりますが、42ページをお願いいたします。調達関連手続の共通化の方法でございます。調達関連手続の様式・項目、さらには申請方法について共通化を進める方向で検討する場合に、共通化を進める方法としてはどのような方法が考えられるのか

という点でございます。

考え方でございますけれども、調達関連手続の項目や申請方法を共通化する規律方法としては、1つは法令で規定をすること、2つ目は、地方自治法に基づく技術的な助言、こういった方法が考えられるのではないかと考えております。

1つ目の、法令で規定する場合の効果でございますけれども、メリットとしては、義務付けることによって、項目や申請方法が一律に共通化されるということ。その裏側の話として、独自性や裁量性がなくなって、各地方公共団体において契約実態や事務の状況に応じた対応が難しくなるおそれも生じるということがございます。

具体的な規律方法としましては、様式・項目などを自治法の施行規則、省令上で標準として規定をするといったことが考えられるかと考えております。

2番目の、技術的な助言につきましては、効果といたしまして、独自性や裁量が確保されて、契約実態・事務の状況に応じて共通化に向けた取組を柔軟に進めることができるという点があるかと思えます。逆に、義務付けないということになりますので、項目や申請方法を一律に共通化することができないという点があるかと思えます。

具体の規律方法といたしましては、標準とすべき項目の例、手続の例を作成いたしまして、地方公共団体に活用を慫慂する方法、あるいは、標準事務処理要領を作成いたしまして、地方公共団体に活用を慫慂するという方法、そういったことが考えられるのではないかと考えております。

下の黄色い箱ですけれども、入札参加資格審査の申請項目・必要書類について団体ごとに多様になる一方で、多数の地方公共団体で共通して提出を求めている項目もあるという実情があることを踏まえて、共通化の具体的な方法をどうすべきかということ为例示させていただきました。

※書きですけれども、例えば総務省において①と②を作成する。①というのは全地方公共団体に共通するような項目で、②としては、提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することができる共通の項目。この①と②を項目のセットとして用意をして作成してみると、地方公共団体が①に加えて②の項目を任意に選択して設けて、さらに必要に応じてですけれども、③のような、先ほど来、議論が出てまいりましたけれども、契約において重視する事項などに応じた任意の項目を設けることができることにすることが、一つ具体的なやり方としては考えられるのではないかと考えております。

さらに、入札参加資格審査以外の調達関連手続の項目などについても、今、団体ごとに

異なっている現状を踏まえて、共通化の具体的な方法をどうすべきか、さらには、調達関連手続の電子化・オンライン化の状況が、今、団体ごとに様々異なっていることを踏まえて、共通化の方法をどう考えるのかといった点もあろうかと思えます。

最後のページ、43ページをお願いいたします。調達関連手続の電子化・オンライン化についてでございます。入札参加資格審査申請などの手続の電子化・オンライン化による事業者の事務処理の効率化・合理化の観点から、手続の方法についてどのような仕組みを整備することが考えられるのかということでございまして、これについては既に先ほどの議論の中でも何度か御示唆をいただいた点もございましたが、考え方といたしましては、調達関連手続のデジタル完結ですとか情報のワンスオンリー化を図る観点からは、調達関連手続に係る地方公共団体共通のシステムを新たに構築することが、一つ考えられるかということでございます。

一方で、国の物品・役務の契約においては、調達ポータルを通じて、調達に関する一連の手続をオンラインで行うことが既に可能になっておりますので、この国のシステムの機能の活用についても一案として検討することが考えられるかということでございます。

いずれの方法におきましても、システムの構築ということになりますと、様式や項目、あるいは申請方法が共通化されていることが前提となるのではないかと考えられるのではないかと考えております。

点線の中の箱は、調達システムを構築する場合のイメージでございます。それから、一番下になお書きにしておりますけれども、このシステムを整備する場合には、システム整備と運用に係る経費をどの主体がどのように負担するのかですとか、共通システムを構築することに係る地方公共団体側の具体の要望はあまりないという中で、全団体が当該システムを活用することとすることについて、地方側の十分な理解・協力を得る必要があるということも、先ほど来の議論でも御指摘いただいたとおり、大きな課題となるのではないかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○高橋座長　　どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと思います。どなたでも結構でございますので、御自由に御発言を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

小西先生、お願いします。

○小西構成員　先ほどの冒頭のところの説明で、公告については法令の規定がないという

ことで御説明があったのですが、各地方公共団体においては公告式条例で公告の方法を定めていると思います。この点についてはいかがでしょうか。つまり、今回、もしこちらでこういう方法でということを決めた場合に、公告式条例とのバッティングというものが生じないのかということですが。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○田中行政課長 その点は十分整理できておりませんので検討させていただきます。仮に公告式条例との関係がバッティングするとすれば、公告式条例による周知とはまた別の方法で、サービスとしてオンラインでお知らせをします。公告ではないかもしれませんが、それでもお知らせをすることが、最適な事業者の選定に寄与するのではないかと問題設定になるかと思えます。

○小西構成員 ありがとうございます。自治法上も施行令上も公告と書いてあるので、そこは注意が必要かと思いました。以上です。

○高橋座長 小西先生、よろしいですか。

○小西構成員 ありがとうございます。結構です。

○高橋座長 それでは、建部先生、いかがでしょう。

○建部構成員 契約書の統一化はすごく難しそうだということをつらつらと、先ほどバイ・ドール条項なども調べてみましたが、なかなか標準化してしまうと、そこから外れるものをどうするかであるとか、例えば知的財産権においてもたくさん種類がありますので、バイ・ドール条項を入れないほうがいいものと入れたほうがいいものの区分を自治体に委ねるのかという点がかかなり難しくなるのではないかなということは考えておりました。

○高橋座長 事務局、今のコメントはいかがでしょう。

○黒川理事官 契約については、今、建部先生に御指摘いただいたとおり、締結しようとする内容に応じて様々ありますので、我々としても、これを共通化していくということはどう考えるかということに関しては難しい面が多々あるとは認識をしているところでございます。

○高橋座長 共通で使えるものとしてこのような共通化が可能なものを示していったら、それを使ってもらうということと、押印の廃止、この辺りをお願いするというスタンスかと思ったのですが、事務局、それでよろしいでしょうか。

○田中行政課長 先ほど冒頭説明申し上げましたけれども、それぞれの所管省庁で、例

えば標準約款を作成していたり、コンテンツ版バイ・ドール契約のパーツの部分を示したりしているケースがあるので、そういうものはいいと思いますけれども、契約というのは多種多様でありますので、統一的なフォーマットというものをそれぞれのカテゴリーについて用意していくということは、現実的ではないと思っています。

○高橋座長 御指摘ありがとうございました。建部先生、それでよろしいでしょうか。

○建部構成員 大丈夫です。ありがとうございました。

○高橋座長 それでは、木村先生、いかがでしょう。

○木村構成員 今の御指摘の延長で言えば、契約書の共通化は難しいのだろうなというイメージを私も持っています。いろいろなひな形があり、それをうまく使っているというのが現状のところだと思いますので、それを今後も踏襲していくというのが当面の姿かなと考えております。

それ以外の形式的な書類については、共通化はできるのだろうと思います。今の御説明もそういう趣旨で拝聴しましたけれども、その反面で、完了届あるいは請求書、この辺りの共通化はできると思うのですが、共通化をする意味がどれだけあるのかということについては、素朴な疑問があります。

私自身もいろいろな請求書の類いを見る機会がありますが、本当に行政によってまちまちですね。それを共通化していくということが果たしてどれだけ意味があるのか。取引慣行上も最低限の必要事項は各事業者が漏れなく書いているわけですので、将来的に電子化をするという話の前提として、そうした請求書の統一化というものはあり得るのかもしれませんが、電子化を仮に前提としないと、果たしてどれだけの実益になるのか、その辺りの御認識を確認させていただきたいのが1点でございます。

それから、あと1つ、基本的なことですが、35ページ、入札・落札方法についてですが、最初の丸ですが、私自身が調達ポータルをよく見ていないので教えていただきたいところです。入札者名・入札金額というのは、非落札者以外の情報についても、誰でも見ることができる「公表」という意味でしょうか。最初の丸の情報を入札者が見ることができるのは当然ですが、誰でも見ることができるという意味なのかという確認です。

○高橋座長 2点の確認がありました。事務局、いかがでしょうか。

○田中行政課長 2点目については木村先生と全く同じ認識であります。正直、決めてしまえばそれまでの話だとは思いますが、あまり決める意味がないのではないと思います。入札の見積書や完了届出、請求書、これについては、先生の御指摘があったように、全国

的なシステムをつくるのであれば、民間が自由に独自の様式を使用しても差し支えないという前提としつつ、一つのひな形を決めておくというのはあると思いますが、そうならないのであれば、あえてここを共通化する意味はあまりないのではないかなと思っています。

○黒川理事官 1点目についてでございますけれども、これは国の調達ポータルにおいて、入札結果公開情報というものが誰でも見ることができる状況になっておりまして、入札した企業ですとか非落札者ですとか入札金額も含めまして、調達案件の名称も含めまして公開をされております。これは誰でも見ることができる状況になっております。

○木村構成員 国の場合はそのようなシステムだということはよく分かりましたが、果たしてこれが地方に一般化できるかということです。従来の考え方からすると、落札者の情報というのは、当該事業者の競争上の地位等々を考えると、かなりデリケートな情報ですので、公表しない、情報公開の対象にもしないというのが従来の考え方であって、国はあくまでも政策的にやっていることだと思いますので、これを自治体に全て求めることができるかという、かなりデリケートな話ではないかという印象を持ちました。差し当たって以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、片桐先生、お願いします。

○片桐構成員 ありがとうございます。今、木村先生の御指摘、とても重要だと思っております。資料35ページですけれども、私が担当している情報公開の案件などでも、落札結果等の情報公開請求について不開示にしている自治体はあります。ですので、その実務との関係という点をどう考えるかということがあるかと思います。

他方で、入札情報・落札情報については、国にそろえて公開すべきだという話もないわけではなかろうということで、この辺り、議論が大がかりになるということは覚悟したほうがいいたらと思うところです。

それから2点目は、これも木村先生のお話と関わるのですけれども、43ページの調達システムを構築するかどうかというところですが、私、個人的にはこの方向に行くべきだろうと思っております。他方で、仮にこの方向でいくとすると、システムの仕様として設定してしまえば、それがデフォルトになって、法令化などしなくても固定されてしまう事柄というのがたくさんあるのではないかと思います。例えば先ほど完全に決めの問題だとおっしゃった住所などの名称をどうするかという問題も、システム上そのように設定してしまえばそうなるわけで、こういう在り方があるときに、先行して法令を

整備した上でシステムを構築するというやり方しかないのか、逆にそれが必要なのかということは、検討されてもいいのではないかと思います。

何が言いたいかということ、システムの仕様を法令外で決めてしまえば、結果として法令で定めた場合と同じ効果が発生するということがあり得る。このときに、それでもいいのだと考えるのか、そうであれば先行した法令で定めるほうがいいのだとか、システムを設計する事業者に対してどのような誘導をかけるかということとは別に体系的な整理が必要かなと思いました。

私からは以上です。

○高橋座長　　今のコメントに対して、事務局、いかがでしょう。

○黒川理事官　　今、大変重要な御示唆をいただいたと思っております、確かにシステム上きちんと整備ができれば、それが入力項目として決まってくれば、もろもろ規定する必要性というのがなくなってくるというのはそのとおりだと思っております。

一方で悩ましいのは、今、地方公共団体ごとに、入札のシステムというか、電子的な基盤に関しては実情様々であるところ、43ページにあるような姿にたどり着くには一定の時間を要するということが念頭にございまして、そうした場合には、そこに至るまでの途中経過として、まず、項目ですとか様式の共通化・統一化をすることを先行して取り組むということが一定現実的ではないかと思っている次第でございます。

○高橋座長　　片桐先生、よろしいでしょうか。

○片桐構成員　　はい。ありがとうございました。

○高橋座長　　それでは、大脇先生、いかがでしょう。

○大脇構成員　　調達関連手続という議論の大枠で、6つの段階に分けてお示しをいただいて、非常に頭の中がしゃきっと整理できるところですが、全体通じてみると、共通化することと電子化することは、本来別の話ですけれども、共通化して電子化するという、そういう流れで考えると、入札のところまでですね。ここはある意味あまり説明の必要がなく、地方公共団体に対して、ものすごく手間がかかっているところが、手間がかからなくなりますよ、というように訴える力が非常に大きいんですけれども、問題は契約以降ですね。建部先生が最初に御指摘なさったように、ここがすごくほかのところとは事情が違って、共通化すること自体が非常に難しく、果たして電子化するメリットはあるのかと考えていくと、恐らく地方公共団体の言い分としては、ヒアリングなども通じて感じられるところですが、入札までは困難、人手が足りないから電子化や共通化はありが

たいけれども、契約以降は結局一対多数ではなく、一対一の関係になりますので、平気というか、判子も含めて全く苦にしている節があるわけですね。

ですのでここ以降をどのようにメリットを見いだせるかということが恐らく説明としては非常に難しく、人手を減らすことができるという、単純なものとも違って、ベンダーの方々がおっしゃっていたのは、全体としてパッケージで管理できるという、そのメリットですね。後々、文書の保存などの、地味だけれども手間がかかるところが省略できる、あるいは情報開示請求が突然出てきたときに、またそれを掘り返して探して黒塗りするなどという部分がかなり軽減されるといった、入札の話だけではないところまで含めていろいろメリットを語る必要があるのではないかと以前から思っているところです。

今日は事務局から異なる文脈でお答えをいただいた中で、地方公共団体だけに対してではなくて、発注者側などと一緒に働きかけをせねばとおっしゃっていましたが、そういう意味ではベンダーと一緒に働きかけをせねばというところでして、システムを売り込んでいる事業者ときちんとタッグを組んでやっていくという、法令で全部縛ってしまうのであれば別ですが、そうでない場合には、なかなかこれはメリットが見えにくいところもありますので、分かりやすくメリットを浸透させるという意味では、そういう努力をしていく必要があるのだろうと思います。

すごく小さな町村の方々とお話をしていると、色んなことを聞いても、業者が全部やっているから分かりませんかとか回答されることがあるんですね。それが不勉強だとかそういうことを言っているのではなくて、事業者とかなり一体的にいろいろ制度やシステムを変えるなどということをして小規模自治体はやっているというのが現実で、自分たちで考えて、メリットがあるから予算をつけてやりましょうというよりも、外から提案されて、これぐらい人手が減らせますよ、コストが減らせますよということで、システム丸ごと買っているという現状を鑑みると、このようなシステムを浸透させようというときには、そちらの方面の事業者とも組んで進めていくということが要るのではないかとするのは、すごく今日話をお聞きして痛感したところです。

以上です。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○黒川理事官 今、御指摘いただいた後段のところ、事業者との連携というのは、もともとこちらが想定していたのは、共通化・標準化によってメリットを享受する企業の皆さんとの連携に重きを置いた御説明の意図でしたけれども、確かにそれだけではなくて、

実質的に様々な決定に重要な関与をするベンダーの皆様、そういった主体を巻き込んだ働きかけというのもしっかりに必要だということを今のお話を伺って思いましたので、その点についても考慮に入れた検討を進めていきたいと思っております。

○高橋座長　　どうもありがとうございました。それでは、石川先生、いかがでしょうか。

○石川構成員　　先ほど木村先生から御指摘いただいた、見積り・納品・請求を共通化する意義ですけれども、これは内部統制や業務の効率性ということを考えた場合には、共通化することに意義があると理解しております。

先ほど木村先生がおっしゃっていたように、様式がばらばらであるということですが、内部統制の観点からすると、監査報告書を見ていると、請求書漏れや日付漏れ、金額漏れなどということが実際問題に起こってきていて、そのために、原課にその書類をすべて返すということをしているようです。さらに、監査報告書の中でもそうしたことが多いうことが指摘されています。また、コロナ禍前ですが、一部自治体では、これらの書類について、A I—O C Rを使って電子化する取り組みをしていたと聞いています。果たして、現在もA I—O C Rも使っているかどうかは分かりませんが、A I—O C Rを使うこと自体、コストもかかります。

ですので、見積り・納品・請求を少なくとも共通化すれば、ばらばらな書式であることにより、職員がチェックをする際に効果的なチェックができると思われれます。ここは共通化をすれば、さらに、先ほど来オンライン化やデジタル化という話題が出ておりますけれども、これは恐らくP D Fをイメージしているのだと思いますけれども、例えば将来的にC S Vで取り込むなどといったことを考えても、共通項目にしておけば、事務ミスや、あるいはわざわざ所管課で記載して再提出という非効率な部分が減るのではないかと予想しています。

コロナ前に、お話を伺った際に、書式を共通化せず、A I—O C Rをなぜ使うのかということ質問したことがあります。これは、業者のほう負担になるとおっしゃっていました。各業者が自分たちが利用している見積り・納品・請求を使用する方が便利であり、自治体側でA I—O C Rを用意して使っているということでした。先ほど経産省で調達サイトを持っているということでしたが、恐らく中小企業も管轄をされていると思われれますので、見積り・納品・請求の共通化様式のようなものを示されているのであれば、そういったものを使うように指導をすれば、共通化できるのではないかとお認めました。

また、A I—O C Rの書式の共通化の議論はP D Fをイメージしていたのですが、

CSVでいいのであれば、それで良いのではないかと考えます。将来的に、これをぜひやっていたら、チェックミス、チェック漏れのような内部統制の不備を減らすことができるのではないかと理解しております。

以上となります。

○高橋座長 事務局、いかがでしょうか。

○田中行政課長 ありがとうございます。新しい視点で御指摘いただいたと思います。我々も検討の中では、事業者にどこまで負担をかけるかという視点で、あまり詳細に決めることは適切でないと考えていましたけれども、今おっしゃった内部統制の視点はあまりなかったもので、そこは検討材料にさせていただきたいと思います。

その上でお尋ねさせていただきたいのは、今の御指摘は見積書で例を挙げておられましたけれども、完了届出や請求書についても同じでしょうか。

○石川構成員 恐らく同じかなと思います。見積り・納品・請求のセットでということだと思います。

○田中行政課長 参考にさせていただきたいと思います。

○石川構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。あと、追加でいくつかございましたら、御指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

木村先生、どうぞ。

○木村構成員 今の御指摘は、正直なところ、そういう原始的なレベルでつまずいているとは思わなかったもので、ごもつともだと思います。

また、その前の大脇先生の御発言に上塗りするようなことですが、結局のところ、もろもろの効率化が自治体にとってメリットがあるというその反面で、もう既成事実があるために、そうした新しいものを導入した効率化のメリットよりも、既成事実を変えるデメリットのほうが大きいという自治体側の反応は当然予想できると思いますので、その辺りをどうやって説得していくかという話になると思いますが、そこで、先ほど来、事務局のほうで、全国的なネットワークを持つ事業者との連携、タッグを組んでという話があったと思いますけれども、これが恐らく重要なところだと思います。システム開発をするベンダーももちろん重要ですが、一番念頭に置いていただきたいのは、実際の契約の相手方となる事業者ということになると思います。

結局のところ、そうした全国的なネットワークを持つ事業者が入札等々に手を挙げてく

るということによって、競争性が確保されて、契約の金額が下がるということを訴えるのが本筋のところだと思います。自治体にとってのメリットということで、最初に挙げるべきなのは、価格が下がる、その可能性を示すということ、それが結局のところ住民にとってもメリットになるという、そういう説明をするのが本筋のところだと思います。

ただ、そうは言っても、競争性確保によってどれだけ契約金額が下がるかということ、必ずしも目に見える形では出てくるとは限らないとは思いますが、ただ、今日の情勢からすると、そういう競争性確保によってもろもろの契約を改善するというのが一つの流れでありますので、その一環としてこの話があると私は理解しております。

それからもう一つは、これが本丸に入る話だとは思いますが、42ページの、法令で規律するか技術的な助言にとどめるかということであって、恐らくここに出てくるのが、憲法の地方自治の本旨という話になるのだと思います。恐らく行政課としても、そういった点を意識しながら、どの辺りに着地点を持つのかということに苦慮されているところだと思います。我々としても、そうした点についてある程度の目配りはしなければならないということになると思いますが、私自身は、こうした財務の話というのは、地方自治の本旨が直接は及ばない、及びにくい領域だと理解しています。この辺りは小西先生が以前、手続的な観点ということを強調されているのと同じ考え方ではありますけれども、少なくとも政策判断に踏み入らない手続的な問題、財務の手続的な話については、こういう統一的な観点は、必ずしも地方自治の本旨には反しないのではないかと考えています。

より理論的な言い方を一言だけ追加するのであれば、もともと現行の地方自治法というのは、会計法から形だけ独立したと私は理解しておりますので、もともとは一体的に登場した財務法令であり、共通化・標準化というものを会計法や地方自治法が予定しているのだと理解しておりますので、その意味で、地方自治の本旨という大上段の議論はある程度かわせるのではないかと考えております。

42ページ下部の枠内、一つ目の丸で、※印①②③と整理していただいたのは、先ほど私、前半で客観的な要素と言ったものが概ね①の要素であって、②の主観的な要素、とりわけ地域の特性に絡んだ主観的な要素が②であって、③が政策的な要素、より政策的な要素ということで、色分けは可能だと考えておりますので、この辺りの整理については賛同しております。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。何かコメントございますか。

○田中行政課長 2点御指摘いただいて、1点目の全国的な事業者と働きかける必要性については、先ほど申し上げたとおりで、全く同じ認識でありますので、特に付け加えることはございません。

2点目の共通化の方法についても、ほぼ同じような認識を持っております。木村先生がおっしゃったように、確かに会計法から分かれてきたという経緯はあるわけですので、そういう意味で、提出書類などでも、会計法、あるいは国の契約手続の中で想定されているような項目については、ある程度規律密度を上げてもいいのではないかという気はします。

一方で、ただ、会計法が想定していないような項目というものも現実には、今、契約の履行のために必要な書類として求めているものがあって、それを駄目ということについては理由があるのだろうかと懸念します。もちろん合理的な範囲である必要はありますが、会計法あるいは国の契約手続で想定していないような項目についてチェックをしているという実態があって、それは必要ないというのも一つの立場ではありますが、一定の合理性があるのであれば、そこについては追加ができるようにすることは否定できないのではないかと、このように考えています。

○高橋座長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

では、私から。将来的にシステム共通のものを国が提供して、共通化を図っていくという方向を示していただいたというのは非常にいいと思うのですが、逆に言うと、そうするとその間どうするのだという話も出てくると思います。その辺りの説明の仕方が難しいのではないかと思いますけれども、将来的にといった場合、これはそういう方向でしっかり取り組みますという、そのようになるのかどうか、その辺りについて教えていただければありがたいと思います。

○田中行政課長 そこは正直、これから自治体のヒアリングをする予定にしていますので、地方の意見を聞いてみないと何とも言えないかと思っています。

それから、現実的にシステム化をしていくにあたり、自治体独自のシステムをつくるとなると、これは費用負担の問題が生じると思います。今後、国が提供しているシステムに乗ることができるようにするアプローチも含めて、よく自治体の意見も聞きながら、これから検討を深めていく必要があると思っています。

○高橋座長 分かりました。報告書を公にしたときに、様々なご意見があると思いますので、その辺りについては、これから自治体の意見も踏まえながら慎重に打ち出し方をお考えいただければありがたいと思います。

ほかにはいかがでしょう。一通りお話頂戴したとは思いますが、今後に向けて、こういうことをもう少しというような御意見があれば、お出しただければ。

片桐先生、お願いします。

○片桐構成員 先ほど石川先生がおっしゃっていた見積書等々の標準化に関わる論点ですけれども、見積書・請求書は確かに業者のほうで、例えば紙ベースでやっているならコクヨの市販のものを使っているなどということもあり得て、そうした使い勝手の問題もあるだろうと思うので、行政のほうでそろえる必要はないのではないかと思う反面、完了届や事後報告書のようなものは基本的に書式を行政サイドで決めていると思います。ですので、そうした点をどう考えるかということがまず一つあるかなというのが感想としてありました。

それから2点目ですけれども、先ほど地方自治の本旨の話を木村先生に御指摘いただきましたけれども、最終的に、今、高橋先生も御示唆いただいていたように、システムの費用負担が、恐らく、地方自治の本旨的には一番引がかかるところだろうと思います。国のシステムに乗るということで、国が全額費用負担をしてくれるというのであれば、それはいいのでしょうけれども、他方で、国で全額費用負担をすれば、システムの在り方は国で決めざるを得ないので、地方の意見を反映することが難しくなるということで、逆に地方で自由にやれるようにするには、相乗りの協議の場をつくった上で、費用負担をどうするかという問題は避けて通れないということは、念頭に置いておかれるといいかなと思います。

ちなみにですけれども、ドイツの場合、ドイツは連邦制国家ですから随分違いますけれども、国と州共通のポータルサイトをつくるときに、それが国と州の共管事項だということで整理をした上で、費用負担もそれに沿って行うという解決方法をとっているようですので一応論点にはなるということは御指摘をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。大体よろしいでしょうか。

一通り、非常に貴重な御意見を頂戴したと思います。この辺りで議事を終了させていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは最後に、次回について、事務局、よろしくをお願いします。

○黒川理事官 行政課の黒川です。

今日は長時間にわたって熱心な御議論、ありがとうございました。次回第13回につき

ましては、10月中旬に地方公共団体へのヒアリングを行うことを予定しております。本日御議論いただいた内容を基に、事務局で共通化に係る論点ですとか考え方を整理した上で、あらかじめ地方公共団体に提示をさせていただくことを予定しております。

詳細につきまして、事務局より追って御連絡させていただきたいと思っておりますので、次回もまたよろしくお願いたします。

以上でございます。

○高橋座長　　どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。引き続き、何とぞよろしくお願いたします。